



暑中お見舞い  
申し上げます

河合会計だより



編集発行人  
河合 孝彦

税理士  
社会保険労務士  
河合 孝彦  
〒910-0019  
福井市春山1丁目9番13号  
TEL 0776 (22) 0897(代)  
FAX 0776 (27) 6199  
<http://kawai.zei-mu.com>

8月

(葉月) AUGUST

|   |    |    |    |
|---|----|----|----|
| 日 | ・  | 12 | 26 |
| 月 | ・  | 13 | 27 |
| 火 | ・  | 14 | 28 |
| 水 | 1  | 15 | 29 |
| 木 | 2  | 16 | 30 |
| 金 | 3  | 17 | 31 |
| 土 | 4  | 18 | ・  |
| 日 | 5  | 19 | ・  |
| 月 | 6  | 20 | ・  |
| 火 | 7  | 21 | ・  |
| 水 | 8  | 22 | ・  |
| 木 | 9  | 23 | ・  |
| 金 | 10 | 24 | ・  |
| 土 | 11 | 25 | ・  |

## 8月の税務と労務

国 税／7月分源泉所得税の納付

8月10日

国 税／6月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 8月31日

国 税／12月決算法人の中間申告

8月31日

国 税／9月、12月、3月決算法人

の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 8月31日

国 税／個人事業者の消費税等の中  
間申告 8月31日

地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

地方税／個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

### ワンポイント インターネット公売

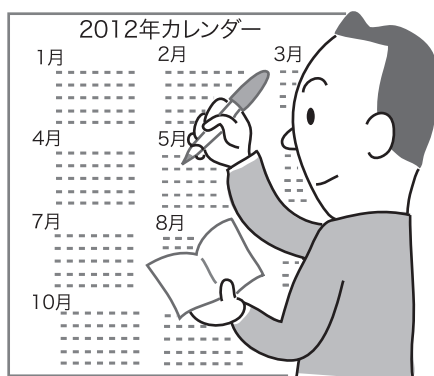
滞納した税金の徴収に充てるため、税務署が滞納者から差し押さえた財産を、インターネットを利用（平成24年度は、楽天が運営する官公庁オークションを利用）して売却する制度で、入札により競り合います。土地や住宅、高級車等の他、大分県別府市の温泉旅館など変わった物件も出品されています。

# 確認したい

## 平成24年から適用される税制改正



最近の税制改正は、成立時期が様々な上に適用時期も成立から離れているものもあり見落とし易くなっています。  
そこで今回は、実務的観点から法改正等に伴い平成二十四年に適用が開始される主な制度を整理してみます。



### ① 平成24年1月から適用

#### (1) 特定居住用財産の買換え特例

所有期間が一〇年を超える特定の居住用財産について買換え・交換の特例が適用できる譲渡資産が、一億五千万円以下のものに引き下げられました。

#### (2) 特定事業用資産の買換え特例

所有期間が一〇年を超える事業用の土地・建物等から国内にある土地・建物、機械・装置等への買換えを行った場合の買換え資産の対象となる土地について範囲が制限されました。

#### (3) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置

若年世代への資産の早期移転や省エネルギー・耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額が、

表1 非課税限度額

| 贈与年    | 住宅 | ① 省エネ・耐震住宅 | ② 左記①以外の住宅 |
|--------|----|------------|------------|
| 平成24年中 |    | 1,500万円    | 1,000万円    |
| 平成25年中 |    | 1,200万円    | 700万円      |
| 平成26年中 |    | 1,000万円    | 500万円      |

(注)東日本大震災により、住宅用家屋が滅失等した者についての非課税限度額は、平成24年～26年まで①省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅(省エネ・耐震住宅)の場合は1,500万円、②それ以外の住宅の場合は1,000万円となります。

表1のとおり見直されました。

### ② 平成24年4月以後取得分から適用

#### ◎減価償却制度

減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率の二倍に引き下げられました。

### ③ 平成24年4月27日以後契約分から適用

#### ◎法人契約のガン保険等の保険料の取扱い

法人契約の終身保障タイプのガン保険については、通達改正により前払い期間を経過するまでの期間にあつては、各年の支払保険料の額のうち二分の一に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額は損金に算入される等の見直しが行われています。

※前払期間：加入時の年齢から一〇五歳までの期間を計算上の保険期間とし、当該保険期間開

表2 法人税率の改正

|                   | 改正前                             |                            | 改正後                               |                            | 復興増税期間                             |                                |
|-------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|----------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 適用時期              | —                               |                            | 平成24年4月1日以後開始事業年度                 |                            | 平成24年4月1日～平成27年3月31日に開始する3事業年度     |                                |
| 超の資本金1億円<br>の普通法人 | 一律<br>30%<br><br>実効税率<br>40.69% |                            | 一律<br>25.5%<br><br>実効税率<br>35.64% |                            | 一律<br>28.05%<br><br>実効税率<br>38.01% |                                |
| 資本金1億円以下の普通法人     | 年<br>800万円<br>超の部分              | 年<br>800万円<br>以下の部分        | 年<br>800万円<br>超の部分                | 年<br>800万円<br>以下の部分        | 年<br>800万円<br>超の部分                 | 年<br>800万円<br>以下の部分            |
|                   | 30%                             | 本則<br>22%<br><br>特例<br>18% | 25.5%                             | 本則<br>19%<br><br>特例<br>15% | 28.05%                             | 本則<br>20.9%<br><br>特例<br>16.5% |

始の時から当該保険期間の五〇％に相当する期間をいいます。

**4** 平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用

(1) 貸倒引当金  
大企業及び大企業の一〇〇％子会社については、適用が除外されています（経過措置あり）。

(2) 法人税率  
諸外国に比べて高い水準にある法人実効税率を見直すため、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人税の税率が表2のように引き下げられました。

(3) 欠損金の繰越控除限度額  
中小法人等を除き、繰越控除

をする事業年度のその繰越控除前の所得金額の八〇％相当額が繰越控除限度額となりました。

(4) 課税売上高五億円超の事業者の仕入税額控除  
消費税の課税期間の課税売上高が五億円を超える事業者は、たとえ課税売上割合が九五％以上であっても、個別対応方式か一括比例配分方式により、その課税期間の仕入税額控除額の計算を行うことになりました。

(改正の影響)  
事業者は、非課税売上となる銀行利息収入が通常あるため、課税仕入等の区分を厳密に行う必要があります。ほとんどのケースで、個別対応方式を選択した方が有利になると思われますが、この方式の場合、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの、「その他の資産の譲渡等」にのみ要するもの、「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に区分します。

非課税売上が銀行利息収入のみであった場合でも、全体の業務を行う部門で生ずる管理費等は、「課税資産の譲渡等」とその

他の資産の譲渡等に共通して要するもの」と考えられるので、注意が必要です。

**5** 平成24年7月1日以後適用  
源泉徴収に係る所得税の納期の特例  
七月から十二月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した源泉所得税の納期限が翌年一月二十日（改正前一月十日）となりました。

**6** 平成24年分より適用  
① 生命保険料控除  
生命保険料控除が改組され、①一般生命保険料控除、②個人年金保険料控除、③介護医療保険料控除の三本立てとなりました。

**7** 平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額から適用  
◎繰越欠損金の繰越期間  
繰越欠損金の繰越控除期間が七年から九年となっています。なお、その欠損金額が生じた事業年度の帳簿書類の保存が適用要件とされています。

## 暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

間引き照明をしたり冷房温度を一定以下に下げない、ゴーヤやヘチマなどの葉による日陰で気温を下げるグリーンカーテンを作る等、この夏も各企業、家庭で、節電に取り組んでいることと思います。官公庁では、上着、ネクタイの着用を不要とするクールビズを10月まで続けます。

改正育児・介護休業法で、従業員数100人以下の企業に対して適用を猶予していた家族の介護休暇、子育て期の短時間勤務制度・所定外労働の制限の3つの制度が、この7月より全面適用されています。子育てと就労の両立を図ることが目的ですが、中小企業にとって制度実施は厳しいものがあります。

いわゆる団塊世代が、65歳の年金受給期に入りました。内閣府がこの1月に発表した、将来の年金受給額から支払保険料を差し引いた純受益によると、昭和25(1950)年生まれでは502万円のプラス、昭和30年生まれではプラマイゼロ、以降はマイナスで昭和60年生まれではマイナスがピークになることが試算されています。世代間の利害も今後クローズアップされてきます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

## 蛍光灯のLEDランプへの取替費用の取扱い

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、通常の維持管理のため、又はその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となりますが、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出となります。

節電対策として蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り換えた場合、節電効果や使用可能期間が向上するため、固定資産の価値を高め、又はその耐久性が増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられます。

しかし、蛍光灯は照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備としての価値が高まったとまではいえないとも考えられるので、修繕費として処理することが相当とされています。

## 生命保険契約の契約者変更があつた場合の課税関係

相続税法は、保険事故が発生した場合、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、贈与等により取得したものとみなす旨規定しており、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとなっています。

したがって、生命保険契約に相続税法は、保険事故が発生した場合、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、贈与等により取得したものとみなす旨規定しており、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとなっています。

つまり契約者の変更があつても、権利の贈与があつたものとして贈与税が課せられることはありません。

ただし、変更後に契約者として保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合、保険契約者は、その解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。